

誓約書兼同意書

年 月 日

八頭町長 様

申請者		所有者（申請者が賃借する者の場合のみ記入）	
住所		住所	
（所在地）		（所在地）	
氏名	（印）	氏名	（印）
（名称及び代表者の氏名）		（名称及び代表者の氏名）	

八頭町空き家利活用流通促進事業補助金の交付申請に当たり、次の1から6に掲げる事項を誓約し、7及び8に掲げる事項に同意します。

- 1 補助対象建築物を住宅以外の用途に転用する場合には、当該補助対象建築物が関係法令に適合するものであること（ただし、公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むための営業所へ転用するものでない。）。
- 2 空き家等改修支援事業にあつては、補助対象建築物の改修後、10年以上利活用に供すること。
- 3 空き家等改修支援事業にあつては、申請者自らが改修後に入居する場合、事業実施期間内に入居すること（申請者が事業完了後3か月以内に県内へ移住する場合を除く。）。また、申請者自らが入居しない場合、事業実施期間終了までに賃貸・売買等に係る契約若しくは媒介等契約を締結し、又は空き家バンクに登録すること（既に空き家バンクに登録されている対象建築物を改修後に再度空き家バンクに登録する場合又は既に媒介等契約を締結している対象建築物を改修後に再度媒介等契約を締結する、若しくは空き家バンクに登録する場合を除く。）。
- 4 古民家空き家等改修支援事業にあつては、改修後、10年以上地域の活性化等に資する目的（単なる個人住宅としての利用を除く。）で利活用に供し、事業実施期間内に交付対象者又は対象建築物を所有若しくは賃借する者が入居すること。
- 5 空き家等残置物処分支援事業にあつては、事業実施期間終了までに空き家バンクに賃貸専用物件として登録することとし、対象建築物を登録日から起算して4年以上賃貸の用に供すること。この場合において、既に空き家バンクに登録されている対象建築物の残置物処分した後に再度空き家バンクに登録する場合は、新たな登録日から起算して4年以上賃貸の用に供すること。
- 6 八頭町暴力団排除条例（平成24年八頭町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でない者でないこと。
- 7 6に掲げる事項の確認のため、郡家警察署へ照会されること。
- 8 空き家等改修支援事業にあつては、空き家期間の確認のため、町長が補助対象建築物の水道使用量の閲覧その他必要な調査を行うこと。

※ 申請者（所有者）が法人以外の者であつて、氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(裏面)

役員等名簿

職名等	ふりがな 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(備考)

- 1 申請者（申請者が法人その他の団体である場合は、その役員全員）の氏名及び生年月日を記載してください。
- 2 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が八頭町空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱別表の第3欄第2号に規定する要件の確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- 3 この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。